

紹介手数料返金規定について

当センターの紹介により就職した者が入社後 6 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責め に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人社に返還する制度です。

入社日から 1 ヶ月以内 に雇用契約が終了した場合 80 %

入社日から 3 か月以内 に雇用契約が終了した場合 50 %

入社日から 6 か月以内 に雇用契約が終了した場合 10 %